**⑳「お金はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」**

**～民事裁判から学ぶ事実に基づく判断～**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 |
| 内容C私たちの政治(2) 民主政治と政治参加ア(ｳ)国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部政治 | 第2章民主政治 | 第2節国の政治のしくみ | p.87-90 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

　（１）公民的分野において、裁判制度のうち、刑事裁判については、裁判員制度の導入に伴う社会的関心の増大により、生徒たちも比較的理解しやすくなりました。

　　　　しかし、こと民事裁判については、なじみのうすさからか、その役割や意義を理解しにくいところではないでしょうか。

　　　　そこで、本教材では、身近な紛争を題材として、民事裁判の意義について理解を深めてもらいたいと考えました。

（２）そして、裁判を考えることで、証拠の検討や相手方の言い分を聞くなど、裁判以外でもおおよそ紛争解決に必要とされることがらを考えることができます。紛争にまきこまれたさいの実践的な対応を身につけてほしいと考えています。

（３）また、「事実を証拠により判断する」という考え方は、民事裁判のみならず、刑事裁判ほか裁判一般にあてはまるものです。また、裁判官の主観ではなく証拠（から明らかとなった事実）に基づき判断することは、「公正な裁判」（学習指導要領公民的分野の内容Ｃ⑵ア(ｳ)）を成り立たせるための重要な条件でもあります。

　　　そこで、将来裁判員となった場合に備えた授業案とし、証拠の大切さや事実の判断方法を考えるきっかけとするとともに、裁判員制度に対する主体的な態度を養うことを目的としました。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方･考え方**

　　この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

1. 話し合いによって解決できない紛争を解決する手段の一つに、「裁判」があることを

理解する。

1. 裁判による紛争解決には、「自力救済の回避」、「証拠による論理的な判断」という

二つのメリットがあることに気づく。

1. 裁判に限らず、紛争解決には、証拠をもとにした確かな事実認定と、それによる公平

な判断が必要であることを理解する。

**３　指導計画**

**※この授業では、添付のPowerPointスライドと判決文PDFを使用します。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 | 使用するｽﾗｲﾄﾞ資料 |
| 導入 | ・本時のねらいを知る。・佐藤さんがどのようなことで困っているのか考える。 | ・確認すること　佐藤さんは　 　田中さんから注文された。 　田中さんへお米を送った。　　　田中さんはお金を支払ってくれない。 | １・２３～５（事例）６・７ |
| 展開 | ・どのようなもので佐藤さんの話を裏づけることができるのか考える。・田中さんの言い分を聞き、対立関係にある両者の言い分を比較する。・佐藤さんへのアドバイスを考える。・この問題を解決に導いてくれる機関　を考える。 | ・確認すること　申込書、配送伝票　田中さんは　　　申込書書いていない。　　　お米は受け取った。　　　支払いの必要性を認識していない。　佐藤さんに聞きたいこととその理由を考えさせる。　　　佐藤さんはどうしたいのか。　　　申込書や配達伝票はあるのか。　　　今までに何をしたのか。・これからの佐藤さんの行動とその影　響を考えさせる。 　代金の請求をあきらめる。 →経済的な損失（お米と代金）　　田中さんの家へ行き、残っている　　米と使った分の代金を取り立てる　　。　　　→佐藤さんがつかまる？ 田中さんと話し合う。 →対立が続く　　相談する。　　　近所の人、警察、役所、弁護士　　　消費者センター、など・裁判所の意義を考えさせる。　　　権利を保護する。　　　中立な立場で判断する。　　　証拠に基づき事実認定をする。　　　公平に判断する。 | ８～1011・121314・15 |
| まとめ | ・裁判所の判決を確認する。・裁判の意味を確認する。 | ・裁判所がどのようなことから判断し　たのか考えさせる。 　証拠、証人、状況、言い分・裁判所の意義を理解させる。・今日わかったことを授業前とその後での自分の変化として記述させる。 | 16～1819 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**・事例を読み解き、ワークシートに記入することができたか。　 |
| **○思考・判断・表現**・双方の言い分を理解し、判断するための材料について、記述することができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**・事例の学習を通して、裁判所の役割や、社会の仕組みについて、「もし、自分だったら」という当事者の気持ちになって学ぶことができている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・事例を整理してワークシートに記述することができている。 |
| **○A規準の例**・ワークシートの問２、３、４について、事例をもとにして、自分なりに記述することができ、それぞれの立場や、裁判所の役割（問５）についても合理的に考えることができている。　 |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「お金はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」**

**～民事裁判から学ぶ事実に基づく判断～**

 　組　　番　名前

問１．（事例）を読んで、さんの言い分とさんの言い分を整理しよう。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  佐藤さん ・ ・ ・ |  |  田中さん ・ ・　 ・ |   |

問２．佐藤さんにアドバイスするために、ほかに聞いておきたいことはないですか。

|  |
| --- |
| ・・・・ |

問３．佐藤さんにアドバイスしてみよう。（その理由も考えよう）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| アドバイス |  | 理由 |

問４．所が佐藤さんと田中さんのどちらの言い分が正しいのか判断するためには何が必要でしょうか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  裁判所が必要とするもの  ・ ・ ・ |  |  その理由 |

問５．裁判は何のためにあるのだろう？

 （１）もし裁判制度がなかったら

|  |
| --- |
|  |

（２）裁判にはどのような意義や目的があるのだろう

|  |
| --- |
|  |

☆　今日の学習を通してわかったことや気づいたことを書きましょう。

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 先生より |

**事例**

|  |
| --- |
| 　あなたのところに、佐藤太郎さんが相談に来ました。佐藤さんは、自分で育てたお米を、宅配便で全国に販売しています。先月、田中次郎さんという人から、お米を１０袋送ってほしいと頼まれました。そこで、私は田中さんの家へお米を送りました。しかし、田中さんは、お金を払ってくれません。どうしたらよいでしょうか・・・佐藤さんによると、田中さんは、お金を払わない理由として、次のようなことを言っているそうです。・お米？確かに先月沢山来たなあ。おいしかったよ。まだ９袋残ってるけど。・おくりものじゃなかったのかい？ただで貰ったと思ったよ。・申込書？書いてないよ。僕の字じゃないよ。 |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

　１　裁判員制度はどうしてあるの？（司法権の意義と役割）

本件では、佐藤さんがお米代の回収をあきらめて泣き寝入りをすれば、「お金」という佐藤さんの財産権が侵害されます。この問題を放置すれば、佐藤さんの財産権という権利が侵害される事態が起きます。

かといって、佐藤さんの権利を守るために、田中さんからむりやりお金を取り上げるような恐喝行為（これを、「自力救済」といいます。）までを認めるわけにもいきません。権利救済に名を借りた恐喝的な取り立てが横行すれば、より多くの権利侵害が発生する危険があります。また、そもそも「権利が侵害されたかどうか」の判断を個人にゆだねると、自分かってな判断になりかねず、本当に守られるべき権利が十分に保護されないことになるからです。

そこで、日本国憲法は、司法権を裁判所に集中させ（憲法第７６条）、紛争を中立公正に判断できる機関を創設しました。これにより、権利侵害があったかどうかの判断が、客観的・統一的になされるようになったのです。そして、国民に「裁判を受ける権利」を強力に保障することで（憲法第３２条）、裁判所の判断（裁判）を通じて、自力救済をせずとも権利が保護されるようにしました。これが、裁判制度の大きな意義です。

２　裁判が正しく行われるためには、何が必要なの？

現代においても、まだタイムマシンは発明されていませんので、誰も過去の事実を再体験することはできません。争いのある過去の事実をどうやって判断するか、これが裁判のもつ永遠の課題です。

歴史的には、占いによる裁判や、領主が独断と偏見で判断を下す裁判もありました。しかし、それでは適正な権利保護が実現されるはずもありません。

最も理にかなった方法は、現在ある証拠に基づいて、過去の事実を推測する方法です。「証拠」は、現在にも存在するので、その内容を誰もが点検できるうえ、その証拠から過去の事実を推測する過程も明らかにできるからです。

このような利点があることから、現代日本の民事訴訟においても、証拠は事実認定のためになくてはならない重要な要素とされているのです。

３　わかることと証拠判断

本教材では、お米の申しこみをめぐって、佐藤さんと田中さんの言い分がまっこうから対立していますが、この争いを解決する鍵となるいくつかの証拠が示されています。それでは、具体的に見ていきましょう。

　　**（１）〈申込書〉からわかること**

　これは、佐藤さんが持っていたもので、佐藤さんが田中さんへお米を配達したきっかけとなった資料です。ここから、**「だれかが、佐藤さんにお米の購入を申しこんだのだろうということ」**までは認定できるでしょう。

　そして、申込者とされる人物の筆跡、印鑑、ファックスのヘッダーなどが書かれています。ここから、**「この字を書いた、印鑑を持っている、このヘッダーが印字されるファックスを持っている人物が申込者だろうということ」**も、同じく導かれるでしょう。

　なお、田中さんは、この申込書を書いたことを否定していますので、この申込書だけでは、**「田中さんが佐藤さんにお米を申しこんだこと」**までは認定できないでしょう。

　　**（２）〈配達伝票〉からわかること**

　　　　配達伝票からは、**「伝票に書かれた種類・数量のお米が、佐藤さんから発送されて、**

**田中さんの住所に届き、田中さんが受け取ったこと」**まで認定できるでしょう。

　　　　このほか、受け取ったのが田中さんであることは否定していないことから、**「伝票に**

**おされた印鑑が田中さんのものであること」**まで認定できるでしょう。

　　**（３）〈田中さんのファクシミリのヘッダー〉からわかること**

　　　　田中さんは、このファックスの文面を自分で書いて佐藤さんへ送信したことを認めていますので、**「ここに書かれた字は田中さんが書いた字であること」「田中さんの持っているファックスを使うと、このヘッダーが印字されること」**まで認定できるでしょう。

　　**（４）〈二人の言い分（田中さんと佐藤さんの関係）〉からわかること**

　　　　佐藤さん・田中さんとも、おたがいに一度も会ったことがないと言っています。このことから、**「両者に面識がないこと」**も認定できるでしょう。

 　なお、田中さんは、佐藤さんにお米を申しこんだことを否定しています。もし、この言い分が十分信用できるとすれば、**「田中さんは佐藤さんにお米を申しこんでいないということ」**まで認定できるはずです。この田中さんの言い分が信用できるかどうかは、(5)の最後で検討することにします。

　　**（５）証拠判断**

　　　　これらの証拠を総合すると、さらに次のような事実が認定できると考えられます。

まず、（１）〈申込書〉と（２）〈配達伝票〉から**、「申込書の印鑑と配達伝票の印**

**鑑がきわめて似ていること」**がわかります。

また、（１）〈申込書〉と（１）〈田中さんのファックス〉から**「申込書に印字され**

**たファックスのヘッダーと、田中さんが送ったファックスのヘッダーが、同一であるこ**

**と」**もわかります。

さらに、申込書に書かれた字と、田中さんの書いた字とは、十分似ていることもわか

ります。これらの事実から、**「申込書を書いたのは、やはり田中さんである」**と認定で

きるでしょう。

でも、田中さんはそれを否定しています。そこで、田中さんの言い分が信用できるか

を検討します。

二人には面識がないのに、贈り物をもらうということ自体が不自然です。田中さんは

それを疑って佐藤さんにお米を贈ったことを確認したようすもありません。

また、申込書には、田中さんの持っているものと同じ印鑑、ファックスのヘッダー、

田中さんの字とよく似た字がありますが、このことを合理的に説明するには、やはり田

中さんが書いたと考えるのが自然です。

そうすると、**「田中さんの言い分は、やはり信用性がない」**といえます。

これらの事情を総合すると、この申込書を書いたのは田中さんで、その判断をくつが

えすにたりる十分な証拠はないという結論になります。

　４　教材から得ること

 　証拠から事実を認定することは、プロの法律家でもやさしいことではありません。証拠から導いた事実が「合理的経験則にのっとっているか」というのは、判断者の経験がものをいうことから、つねに誤った判断をしていないか自己点検をしているのです。

 　逆にいえば、法律家以外の方々にもできる作業であり、裁判員制度により市民の司法参加が求められたのは、このような理由からです。

 　本教材では、裁判制度の根源を考えるのみならず、将来裁判員となったさいの役割を認識するきっかけとなってくれればよいと考えています。

**＜補足解説＞**

**第１部 ～民事裁判・刑事裁判の意義～**

 本文では、広く裁判制度の意義を記しましたが、民事裁判・刑事裁判の意義についてもう少し考えてみましょう。

 「民事裁判」は、私人の権利や義務についての争いを対象としています。私人とはいっても、会社や私立学校などの法人も含まれます。また、国や地方公共団体が当事者となる場合でも、例えばコピー用紙の購入などの売買契約や、庁舎の建築などの請負契約に関する紛争など、公権力の行使と直接関係しない、私人が行うのと同様の行為に関する訴訟は、民事裁判です。

　「民事裁判」の最も大きな特徴は、この点にあるのです。例えば、今回の事例をみてみましょう。訴訟の対象は、お米の代金という佐藤さんの「財産権」です。佐藤さんの財産は、佐藤さん自身が自由に処分できるものですから、訴えを起こすことを決めるのも佐藤さんの判断次第です。また、訴えの範囲を決めたり（５万円中１万円だけ請求することも可能です）、訴訟の途中で田中さんの主張を認めて終わらせたりすること（これを「請求の放棄」といいます。）もできます。反対に、訴えられた田中さんも、もし望むのであれば、たとえ申しこんでいない場合であっても、５万円を支払う義務があると認めて裁判を終わらせることもできます（これを、「請求の認諾」といいます。）。

　そして、裁判所も、当事者が争っていないことをあえて判断とすることはできませんし、当事者の主張に争いがない事実は、これを事実として認定しなくてはいけません。また、争いがある事実を認定する場合であっても、当事者が提出した証拠によらねばならず、裁判所みずからが証拠を集めることはできないのが原則とされています（これを「弁論主義」といいます。）。

　このように、個人の権利や義務をどのように扱うか（これを、「権利・義務の処分」といいます）をその人自身の判断にゆだねる原則を「私的自治の原則」といいます。民事裁判は、この私的自治の原則により、当事者がみずからの意思に従って比較的自由に進行できるようになっています。（「私的自治の原則」は高校・公共の学習指導要領解説に出てきます。）

　これに対し、刑事裁判は、訴えられている人（被告人）が罪を犯したかどうか、犯したとしてどのような刑罰を与えるかを判断するものです。

　この「刑罰を与える」という国家の作用は、法秩序の維持・犯罪の抑制という大きな意味をもつものですが、長い歴史の中では、罪のない人に対して恣意的に用いられたり、意図的ではないにせよ、えん罪を科したりしことも多くありました。

　そこで、現代日本の刑事裁判では、証拠についても、民事裁判にはない多くの規制が設けています。

　まず、証拠として用いることができる資料を、法律で大きく制限しています。例えば、いわゆる「調書」のように、人から伝え聞いたことを記した証拠は、被告人がこれを証拠とすることに同意するか、その証拠がきわめて信用できる状態でつくられたもので、かつ証拠として用いる必要性が高い場合に限り、証拠とすることができるとされています（これを、「伝聞法則」といいます。刑事訴訟法第３２０条以下）。また、拷問・強迫による自白や、任意でされたものでない疑いのある自白は、証拠とすることができません（これを、「自白法則」といいます。憲法第３８条、刑事訴訟法第３１９条１項）。この二つの規制を受けない証拠であっても、捜査官（警察官や検察官）が手続き上重大な違法がある捜査によって集めた証拠は、裁判の資料として用いることができません（これを、「違法収集証拠排除法則」といいます。）。このように、刑事裁判では、そもそも裁判に用いることができる証拠が大きく制限されているのです（なお、裁判に用いることができる証拠の資格を、私たちは「証拠能力」と呼んでいます）。

　また、被告人が罪を認めても、ほかに証拠がない限り、有罪とはできません（これを、「補強法則」といいます。憲法第３８条３項、刑事訴訟法第３１９条２項）。

　歴史を振り返ると、刑事裁判は、過酷な取調や自白の強要、意図的なえん罪の作出によって、権力が多くの国民を苦しめる道具となったという過去があります。このような種々の制限は、国民の人権を守るためには、刑罰権の行使がつねに適正でなくてはならないという反省によって設けられたものです。

**第２部 ～証拠の扱い方～**

この教材では、「証拠探し」が一つの学習ポイントになっています。

作成者としても、生徒たちがどのような証拠を求めるのか、楽しみにしていますが、作成者が用意した書証（書面による証拠）スライド番号８～１０や、供述（二人の言い分）スライド番号１１、１２は、それぞれ次のような趣旨で添付しました。

　まず、最初に疑問をもつのは、「佐藤さんがどうして田中さんがお米を申し込んだと言っているか」でしょう。何か証拠はあるのだろうか？と考えたとき、おそらく多くの人は、「申込書はないのだろうか？」と考えるはずです。

　本教材では、佐藤さんは、＜申込書＞スライド番号８をもっています。佐藤さんが田中さんにお米を送ったのは、このファックスがあったからです。

しかし、田中さんは、この＜申込書＞を書いたのは自分ではないと主張しています。すると、（弁護士からのアドバイスにも書きましたが）、この教材における一番のポイントは、＜申込書＞を誰が書いたのかということになります。

＜申込書＞には、いろいろな情報が記されています。肉筆の字、「田中」の印鑑、ファックスのヘッダー（書類上部に小さな字で書かれているファックスの送信情報。送り主のファックスが自動でつけるもの）などです。[[1]](#footnote-1)

そうすると、田中さんの書く字、田中さんが使っている印鑑、田中さんのファックスのヘッダーがどんなものだったかを知りたくなりますね。

　　田中さんの印鑑は、＜配達伝票＞スライド番号１０におされています。ここにおされた印影と、＜申込書＞の印影を比べてみましょう。同じであることが分かるはずです。

　　次に、田中さんの字・田中さんのファックスのヘッダーについては、＜田中さんのファクシミリのヘッダー＞スライド番号９を添付しました。この書類は、佐藤さんにお金を請求された田中さんが、反論のために佐藤さんへ送ったものです。ですので、田中さんも、自分が書いたものであることを認めていますし、田中さんのファックスから送信されたものであることも認めています。

この書類にある田中さんの字や、ヘッダーと、＜申込書＞を比べてみましょう。

すると、ヘッダーは、同じような字体で、時間を別にして同じ表記が並んでいますね。ファックスは、機種ごとにヘッダーの書き方が異なりますし、同じ機械であっても、登録の仕方によって情報が変わります。もちろん、機械ですから、田中さん以外の人が田中さんのファックスと同じ情報を表示させようとすれば別ですが（この点は、＜ＦＡＸの送信履歴＞スライド番号１２の説明にゆずります）、田中さんのファックスから送信したものと考えても、おかしくはないことになります。「決定的ではないが、相当程度＜申込書＞を田中さんが書いたものであることをうかがわせる事実」といえます。

字はどうでしょうか。意外にも、判別が難しいですね。よく、「筆跡鑑定ですぐにわかるだろう」というご指摘を受けますが、筆跡鑑定の精度は必ずしも高いわけではなく、それのみで十分な判断ができるケースは多くありません。本教材でも、生徒たちからそのような指摘が出た場合、二つの書類の字を比べたときに、「本当に同じ人が書いた字と確信できるどうか？」発問してみてください。意外となやましいはずです（なお、実際には、両者の字は同一人物が書いています。）。ただ、別人の字だと言い切れるほどには違いませんね。したがって、「田中さんが＜申込書＞を書いたと考えても、矛盾がない」事実といえます。

そのほか、田中さんは贈り物だと誤解したと言っていますので、それが正しいのであれば、佐藤さんは田中さん日頃から贈り物を送り合っていたのだろうとか、少なくとも二人の間に何らかの縁があったのだろうという推測が成り立ちます。そこで、＜田中さんと佐藤さんの関係＞スライド番号１１を添付しました。

これによると、二人は面識がいっさいないことがわかります。そうすると、「普通、一度も会ったことがない人から贈物を送られるはずがない」という考えが出てきます。結果、田中さんの言い分は信用できないという判断につながるといえます。

　なお、＜田中さんのファクシミリのヘッダー＞スライド番号９の説明のところで、ファックスのヘッダーを田中さん以外の他人がいつわって作成する可能性があることをお話ししました。最近は、ナンバーディスプレイのように、電話やファックスの発信者番号の通知を行うことがよくありますので、その履歴が残っていれば、このファックスを送信したのが田中さんかどうかをすぐに確認できるはずです。そこで、＜ＦＡＸの送信履歴＞スライド番号１２を添付してみました。しかし、これによると、二人とも履歴は残っていないとのことでした。ですので、この点は、何の手がかりにもならないことになります。

　このように、生徒たちの想像に応じて、いくつかの証拠を用意してみましたので、是非効果的な提示方法を検討して下さい。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

　　　この授業は、かなり難しい内容となっています。生徒に分かりやすくヒントを与えながら授業をすすめてください。

ここでは「社会生活で発生するトラブルの解決を考える」活動を通して、正しい判断のためには、証拠をもとにした事実認定が必要だということを理解させることをねらいの一つにしています。

　　　もう一つのねらいは、紛争解決には中立公正な機関による確かな事実認定と、それによる公平な判断が必要であることに気づき、裁判によって、自力救済を排除し、適正な権利保護が実現されることがわかることです。

　　　このことを通して、司法制度について関心を高め、将来裁判員に選任されたさい、主体的に取り組もうとする姿勢を身につけてほしいと考えました。

　　　また、裁判を考えることで、証拠の検討や相手方の言い分を聞くなど、紛争解決に必要なことを考えることができます。紛争にまきこまれたさいの実践的な対応を身につけてほしいと考えています。

**２　指導の工夫をしましょう**

　　　この教材は、公民的分野の「司法制度」の単元の一部として考えました。裁判制度の中

でも刑事裁判については、「裁判員制度」の導入に伴い社会的関心が高まり、マスメディ

アによる露出度が増えたこともあり、生徒も比較的関心が高くなっています。

　　　しかし、民事裁判については、テレビ番組で取りあげられる事例が弁護士によって解釈が異なり、民事事件を身近に感じながらも、その役割や意義を理解しにくいと感じてしまい、もしトラブルにまきこまれたときの不安感が生じてしまいます。

　　　また、司法権の独立についても、その意義を理解することは容易ではありません。そこで、この教材では、身近なトラブルを題材とすることで、裁判制度について、生徒に理解を深めてもらいたいと考えました。

　　　この教材は、印刷したものを見せる「紙芝居方式」とパワーポイントを使って画面を見せる「プレゼンテーション方式」に対応しています。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

　　　　まず、授業の冒頭で「今日の授業のねらい」を伝えましょう。そうすることで、この１時間の学習で生徒に身につけてもらいたいことやわかってもらいたいことが明らかになります。

　　　　導入として佐藤さんからの相談の内容を整理してみましょう。佐藤さんは何をして、どのようなことで困っているのでしょうか。

**〈　展　開　〉**

　　　　さて、佐藤さんの話を裏づけるものはないでしょうか。公正にものごとを判断するためには、証拠が必要です。佐藤さんを疑うのではなく、佐藤さんの話を証明するものとして「証拠の品」の意義を捉えましょう。資料として「証拠となるもの」を用意してありますので、生徒とともにそれらが証拠になるものであるのか検討してみてください。

　　　　さらに、トラブルは、必ずもう一人の当事者が存在します。一方の話を聞くだけで、ものごとを判断することはできません。

　　　　そこで、田中さんの言い分を聞いてみましょう。田中さんの言い分を整理したら、佐藤さんの言い分とどこが対立しているのか比較してみましょう。

　　　　ところで佐藤さんと田中さんは、どのような関係だったのでしょうか。今回初めてつながりができた人で、これまでは、まったく無関係だったようです。

　　　　佐藤さんは、アドバイスを求めて相談に来ました。生徒に「佐藤さんへのアドバイス」を考えさせましょう。佐藤さんは、今まで田中さんに対してどのような行動を起こしてきたのでしょうか。佐藤さんがこのあとでアドバイスに従って行動を起こしたらどのようなことが起こるでしょうか。その影響を考えてみましょう。

　　　　このような「生活トラブル」を解決に導いてくれる機関が「裁判所」です。ここで裁判所の役割を考えてみましょう。中立であることの意味や公平な判断を行うために必要なもの、裁判を行うことの意義について学習します。

**〈　まとめ　〉**

　　　　裁判所の判決をみてみましょう。どのような判決がどのような理由で出されたでしょうか。そして、その判決は生徒のみなさんが予想した内容と合っていましたか。

　　　　もし裁判制度がなかったらどのような問題が起こるでしょうか。トラブルが解決されるどころか新たなトラブルを生みかねません。

　　　　そこで「裁判」の意味をまとめてみましょう。

　　　　　①　裁判によって人権の保護が実現される。

　 　　　②　裁判所という中立公正な機関によって、証拠をもとにした事実認定が行われ、正しい判断が行われる。

　　　　また、生徒のみなさんが「裁判員」に選任されたさい、中立・公正な判断を行うために何が必要なのかを考えて下さい（「裁判員」は刑事裁判で選任されます。今回の教材は民事裁判ですので、厳密には内容が異なりますが、「裁判一般」という観点で学習してください。）。

　　　　この教材は、なかなか難しい内容かと思います。でも、大事なの市民感覚や常識なので、誰もが、自分の感覚で考えることが重要です。

1. 最近はメールやウェブサイトからの申し込みも増えてきましたが，個人商店や小規模な会社を中心に、ファックスを利用して注文書等をやり取りするケースはまだまだ多いです。ファックスを知らない生徒がいるかもしれません。そのような場合には，ファックスの概要とともに，ファックスのヘッダーとは電子メールのヘッダーのようなものという説明が必要になるでしょう。 [↑](#footnote-ref-1)